

D V相談及び被害者支援の現状

1 相談数

女性相談所は面接と電話により女性のあらゆる相談を行っている。年間の相談数は来所相談が200件～300件、電話による相談は600件～1,100件となっている。また、一時保護も行っており、年間20～30件の入所を行っている。

2 DV被害者の相談状況

配偶者の暴力(DV)の相談はDV法制定後、面接相談の約4～5割を占め、少ない年は約80件、多い年は約130件と推移してきたが、平成19年度は152件と18年度(79件)の2倍となっている。

電話相談も19年度のDV相談は334件と全体の約3割を占め、面接相談同様に18年度の2倍であった。

3 DV被害者の一時保護者の状況

一時保護所への入所者のうち、DVが原因による入所者は平成15年度は13件であったが平成19年度は27件と過去一番多い数であった。

DV被害者27人中14人が子どもを同伴しており、子どもの人数は1人～3人で合計22人の子どもが入所した。

年齢は1歳以下が4人、1歳以上4歳未満が4人、4歳以上入学前児が8人、小学生3人、中学生3人であり、学齢児は児童相談所の保護所で学習指導を受けており、幼稚園児(3歳～6歳児)も日中一時保護を御願ひしている。

入所者はPTSD等精神的に問題を抱えた被害者も多く、カウンセリングなど心理的な関わりが求められる。

一時保護者の経路機関は本人が9人、警察7人、市町村5人、児童相談所2人、その他4人。入所期間は10日以内が殆どであるが、長い人では120日、24日、20日という被害者もあり、理由は行き先が確保出来なかったことによる。(経済的・施設決定)

退所先はステップハウスや親族宅、母子生活支援施設など様々である。

4 一時保護所入所者の支援の課題

夫からの暴力から逃れ、緊急一時保護をしたケースは夫からの暴力の恐怖から抜けられず、精神的に不安定となり、不眠などの訴えも多い。うつ症状やPTSDで、精神医の面接後治療が必要と診断される被害者もいる。

こうした状況なので、退所後の自立生活が大きな課題である。保護所退所後頼れる実家や親族の支援が得られる場合や資格等による就業収入もあり所持金等があるケースは新しい生活にスムーズに移行できる。しかし、DV女性は夫から日頃も経済的虐待を受けており、お金も持たされていないことから、夫から逃れて新しい生活をするためには経済的な支援をどのように確保するかが大きな課題となる。

逃げてきたときの所持金は少ない人は数十円から数百円、数千円のケースも見られて、新しい生活への移行がスムーズに進まない状況である。

5 児童虐待との関連

家庭内のDVを見ていることは子どもにとって、心理的虐待であると児童虐待防止法で言われているが、被害者の同伴する子どもも、多動であったり、落ち着きがなかったり、年齢以上に大人びていたり多くの心理的な問題が見られる。また、母親の内縁関係の男性からの身体的虐待による怪我をしている子どもや性的虐待が疑われる子どもなどもおり、中には、DVによりパニックになった母親からの虐待を受けている子どもなどDVと虐待は連動した問題となっている。

6 自立支援について(関係機関との連携)

DV被害者は逃げたあとの生活の自立はまず、夫からの追跡されないで、安全を確保し、経済的な基盤を確保し、同伴児と安心して生活できるようにしなければならない。

そのためには、市町村の福祉支援策を活用し、警察や他法的支援機関等各関係機関と連携を図り、地域の支援機関がDV被害者の支援の理解を深め、迅速に効果的に必要な様々な支援を継続していく必要がある。

特に同伴児の課題は夫から離れた時に問題が出てくることが多いので、入所施設関係者や市町村や保育、教育関係者の連携による支援強化も求められる。

